



日本輸送サービス労連（JTSU）

6名の顧問弁護士が決定！

職場で発生する問題で、法律が関係する「ハラスメント・組合差別・不当労働行為」などについて相談を受けることができます。

また、東京都労働委員会より【労働組合資格証明書】が交付されたことによって、労働組合法上で《不当労働行為の救済》保護を受けられます。顧問弁護士の活用も含め「ハラスメント・組合差別・不当労働行為」を断固許さない体制が構築されました。

佐々木 亮 弁護士（旬報法律事務所）
市橋 耕太 弁護士（旬報法律事務所）
伊藤 安奈 弁護士（旬報法律事務所）
鈴木 悠太 弁護士（旬報法律事務所）
菅 俊治 弁護士（東京法律事務所）
竹村 和也 弁護士（東京南部法律事務所）

組織拡大に向けて更に！一步前進！！

組合員が安心して働ける職場をつくるために活用しよう！